

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【公開番号】特開2003-186938(P2003-186938A)

【公開日】平成15年7月4日(2003.7.4)

【出願番号】特願2001-386132(P2001-386132)

【国際特許分類第7版】

G 0 6 F 17/50

G 0 1 R 31/28

G 1 1 C 29/00

【F I】

G 0 6 F 17/50 6 6 4 B

G 0 6 F 17/50 6 6 4 A

G 1 1 C 29/00 6 5 1 Z

G 0 1 R 31/28 B

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月20日(2004.12.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】システムの検証方法

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のマスタが記憶領域を共有するシステムの検証方法であって、

検証開始時に、全マスタに共通のスコアボードに、各記憶素子の各アドレスと対応付けてそのアドレスに記憶されたデータの初期値を設定し、

各マスタがある記憶素子のあるアドレスへライトアクセスする際に、前記スコアボードにおいてそのアドレスと対応付けられたデータを、書き込まれるデータで更新し、

各マスタがある記憶素子のあるアドレスにリードアクセスする際に、その記憶素子から読み出されるデータと、前記スコアボードにおいてそのアドレスと対応付けられたデータとの比較を行なうことを特徴とする検証方法。

【請求項2】

前記システムがバス上のトランザクションを監視するバスモニタを有し、このバスモニタがこのトランザクションに応じて、前記スコアボードの読み書き及び比較を行なうことを行うことを特徴とする請求項1に記載の検証方法。

【請求項3】

前記記憶素子にアクセスするマスタが、前記スコアボードの読み書き及び比較を行なうことを行うことを特徴とする請求項1に記載の検証方法。

【請求項4】

前記検証開始時に、前記スコアボードに各記憶素子のアドレスと対応付けて、そのアドレスが書き込み可能か否かを設定し、

各マスタがある記憶素子のあるアドレスへライトアクセスする際に、前記スコアボードにおいてそのアドレスが書き込み不能と設定されている場合は、そのスコアボードにおいてそのアドレスと対応付けられたデータの更新を禁止することを特徴とする請求項1に記載の検証方法。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、システムの検証方法に関し、特にLSIの論理検証に関するものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

【課題を解決するための手段】

本発明によれば、複数のマスタが記憶領域を共有するシステムの検証方法において、検証開始時に、全マスタに共通のスコアボードに、各記憶素子の各アドレスと対応付けてそのアドレスに記憶されたデータの初期値を設定し、各マスタがある記憶素子のあるアドレスへライトアクセスする際に、前記スコアボードにおいてそのアドレスと対応付けられたデータを、書き込まれるデータで更新し、各マスタがある記憶素子のあるアドレスにリードアクセスする際に、その記憶素子から読み出されるデータと、前記スコアボードにおいてそのアドレスと対応付けられたデータとの比較を行なうことを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明によれば、全マスターに共通のスコアボードにおいて、ライタアクセスするアドレスと対応付けられたデータを書き込まれるデータで更新し、リードアクセスするアドレスに対応付けられたデータと読み出されるデータとを比較するようにしたので、データが一元的に管理でき、各テストプログラムの中で記憶素子のデータを取っておく必要がなくなるので、容易にテストプログラムの作成が行え、効率的に検証を行うことが可能である。